

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF911100420		5RRJ1AA7001 0001					
品名 または 件名							
厨房器材の修理（蒸気煮炊き窯ドライシステム用220L） ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書による。							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
山口駐屯地				山口駐業補給科糧食班（内線751藤村）			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
山口駐業補給科糧食班（内線751藤村）				令和7年6月30日（月）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札資料等は、第322会計隊契約班窓口において配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年6月4日（水）10時00分 第322会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上格付けされ中国地域**の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

3 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

6 契約書の作成

契約金額が50万円を超える場合は、契約書を作成する。
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) **郵便**による入札については、**令和7年6月3日（火）17時00分**到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に係る無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**開札前までに資格決定通知書の写し**を提出してください。（FAX可）
- (4) 代金の支払時期については官側が請求書を受理した日から30日以内とすることを承諾し、入札書の提出をお願いします。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) **市価調査等依頼**の場合はご協力をお願いします。**（締切日：令和7年6月3日（火）12：00まで）**
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当：泰井（たいい）
TEL083-922-2281内線(342) FAX083-922-2286（直通）
E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 業務隊補給科糧食班 担当：藤村
TEL 083-922-2281内線(751)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

件 名 厨房器材の修理

作 成 年 月 日 令和7年5月14日

作 成 部 隊 名 山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は山口駐屯地内食堂の厨房器材（蒸気煮炊釜ドライシステム用220L）の修理について規定する。

2 整備に関する要求

(1) 整備器材

ア 製品名 蒸気煮炊釜ドライシステム用220L

イ 製品会社 服部工業（株）

ウ 型式 RHST-32 DC

エ 台数 1台

(2) 故障状況

令和7年4月9日、蒸気煮炊釜の使用時、分溜器が外れ、お湯が抜けた。

3 修理内容

クリーンバルブ破損の為、部品交換

4 監督及び検査

仕様書に基づいた工程管理を行い、完成検査は官側立会のうえ実施し、性能試験を行い、合格をもって完了とする。

5 日程について

細部の日程については官側と要調整（原則調理実施時間外とする。）

6 整備完了時期

令和7年6月30日とするも、契約後速やかに

7 その他

(1) 修理により発生した交換部品等は検査官の確認を受け官側に返納するものとする。

(2) 修理に際し駐屯地内の人員、器材、施設を損傷した場合は受注者側で保障・復旧するものとする。

(3) 修理実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに官側に連絡をしてその指示を受けるものとする。

(4) この仕様書について疑義が生じた場合、官側と調整しその指示に従うこと。

仕 様 書

件 名 厨房器材の修理

作 成 年 月 日 令和7年5月14日

作 成 部 隊 名 山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は山口駐屯地内食堂の厨房器材（揚物機1号）の修理について規定する。

2 整備に関する要求

(1) 整備器材

ア 製品名	揚物機1号
イ 製品会社	(株)フジマック
ウ 型式	F G F D 8 0 A
エ 台数	1台

(2) 故障状況

令和7年4月10日、パネルはつく（片側は反応なし）が、火が付かなかった。

3 修理内容

左右の操作パネルの劣化、右側スパークロッド、フレームロッド劣化の為、部品交換

4 監督及び検査

仕様書に基づいた工程管理を行い、完成検査は官側立会のうえ実施し、性能試験を行い、合格をもって完了とする。

5 日程について

細部の日程については官側と要調整（原則調理実施時間外とする。）

6 整備完了時期

令和7年6月30日とするも、契約後速やかに

7 その他

- (1) 修理により発生した交換部品等は検査官の確認を受け官側に返納するものとする。
- (2) 修理に際し駐屯地内の人員、器材、施設を損傷した場合は受注者側で保障・復旧するものとする。
- (3) 修理実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに官側に連絡をしてその指示を受けるものとする。
- (4) この仕様書について疑義が生じた場合、官側と調整しその指示に従うこと。

